

○ 少年事案処理簿の記載要領について（通達）

〔平成19年12月7日少甲達第44号〕
警察本部長から部課署長宛て

少年事案処理簿については、石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号）第83条に規定されているものであるが、今般、その様式及び記載要領を別添のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

少年事案処理簿記載要領

1 種別欄

事案の種別について、不良行為、要保護、被害の区分により、該当するものに○印を付するものとする。

2 受理欄

警察本部又は警察署の少年警察部門の担当者が、石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号）第15条の報告に係る少年を把握した年月日を記入するものとする。

3 番号欄

暦年ごとに事案処理の順序の一連番号を記入するものとする。

4 少年欄及び保護者欄

- (1) 年齢は、事案処理時における満年齢を記入するものとする。
- (2) 住居不定の者については、その旨を明記するものとする。
- (3) 職業を有する少年についてはその職種及び勤務先の名称を、学生・生徒・児童については学校名及び学年を記入するものとする。

5 事案の概要欄

- (1) 端緒は、発見又は認定の端緒（街頭補導、少年相談、事情聴取等）について記入するものとする。
- (2) 種別は、不良行為少年の事案については、事案処理の端緒となった主たる不良行為を、要保護少年の事案については、児童虐待、保護者遺棄、保護者不在等事案処理の端緒となった主たる行為を、被害少年の事案については、犯罪、いじめ等、被害の原因となった主たる行為をそれぞれ記入するものとする。
- (3) 概要は、それぞれ、継続補導、保護又は継続的な支援が必要と認められる状況を具体的に記入するものとする。

6 指揮伺・指揮事項欄

事案の処理経過の他、指揮伺をしたときは、幹部の決裁を受けた月日及びその内容、幹部の指揮に基づき必要な措置をとったときは、その月日及び措置の内容を記入するものとする。

7 一時保護委託欄

一時保護を加えたときは、着手した年月日時及び関係機関に引き渡した年月日時を記入するものとする。

8 措置欄

- (1) 少年に対して通告、警察における補導の措置等の措置をとった年月日（不良行為少年又は被害少年について、それぞれ継続補導又は継続的な支援を行うことを決定した場合にはその年月日）を記入するものとする。
- (2) 処遇意見については、関係機関に通告する際に付した処遇意見を記入するものとする。

(3) 措置結果については、関係機関が措置を行った年月日、措置を行った関係機関名及び措置の内容を記入するものとする。

(4) 少年に対し、警察における補導の措置をとったときには、その内容を記入するものとする。

9 報告（連絡）者

当該少年を発見した者の官職氏名等を記入するものとする。

10 担当者

当該事案の担当者を記入するものとする。

少年事案処理簿

種別	不良行為・要保護・被害	受理	年 月 日	番号	第 号
少年	ふりがな 氏名		男・女 生年月日	年 月 日	日生 (歳)
	住居	電話()			
	職業 学校・学年				
保護者	ふりがな 氏名	(歳)	職業 続柄		
	住居	電話()			
事案の 概要	端緒		種別		
	概要				
一時保護委託	開始日時	年 月 日	時 分	年 月 日	時 分
	引渡日時	年 月 日	時 分	年 月 日	時 分
措置	年 月 日	処遇意見	措置結果 年 月 日		
	年 月 日	警察における補導の措置			
報告者 連絡	課 氏名	係	担当者	課 氏名	係

決 裁			月日	指 揮 伺 ・ 指 揮 事 項	備 考
本部長 署長	部長 副署長	課長 課長			